

【議題 1】 地域包括支援センター運営要綱の一部改正について

【承認事項】

基幹包括支援センターが、現所在地である豊田地域医療センター地内から豊田市社会福祉センター地内へ移設することにあたり、地域包括支援センター運営要綱の改正が必要となるため、承認願いたい。

1 移設概要

基幹型センターを取り巻くニーズの変化に伴い、個別事例支援への助言及び支援能力の向上の充実を図るため、令和 6 年 9 月 1 日から、基幹型センターの執務室を豊田地域医療センター地内から豊田市福祉センター地内へ移設する。

2 移設理由

基幹型センターは、地域型センター等と医療関係者等の「医療介護連携」が円滑に進むような調整機能や情報提供等の役割があったものの、現在は、在宅相談ステーション等の相談先の存在や多職種で自立支援を考える会等、様々な関係機関が主催する研修や交流を通じて地域型センター自身も医療関係者とのつながりの必要性の認識と連携は前進している。

以上のことから、平成 29 年度の執務室移設（地域型センターと医療関係者との医療介護連携を促進するため、豊田市福祉センター地内から豊田地域医療センター地内へ移設）については、他機能の充足に伴い、実質的な連携は維持しつつも、一定の役割を終えている。

一方で、現在の地域型センターが必要とする支援、つまり、福祉的問題を抱える個別事例支援への助言及び支援能力の向上の充実を図るため、より地域型センターが立ち寄りやすい場所及びケース対応時に関係機関（豊田市成年後見支援センター、CSW 等）との距離感が近く、連携が取りやすい場所として、豊田市福祉センター地内へ移設する。

3 要綱の改正

地域包括支援センター運営要綱の以下部分を改正し、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

地域包括支援センター運営要綱 別表第 1 基幹包括支援センター

【新】

名称	所在地
豊田市基幹包括支援センター	錦町 1 丁目 1 番地 1 (豊田市福祉センター内)

【旧】

名称	所在地
豊田市基幹包括支援センター	西山町 3 丁目 30 番地 1 (豊田地域医療センター内)

豊田市地域包括支援センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターの運営は、豊田市（以下「市」という。）が行うものとする。

(実施方法)

第3条 市は、法第115条の47第1項及び第4項の規定に基づき、法人等に委託して実施する。

(種別)

第4条 センターの種別は次に掲げる2種類とする。

- (1) 基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）
- (2) 地域型地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）

(設置等)

第5条 センター種別ごとの設置は下記のとおりとする。

- (1) 基幹型センター 1か所
 - (2) 地域型センター 原則中学校区内に1か所
- 2 センターの名称、所在地及び担当地区は別表第1のとおりとする。

(対象者)

第6条 センターの利用対象者は、原則として、市内に居住するおおむね65歳以上の者とする。

(事業内容)

第7条 センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 基幹型センター 地域型センターの統括や処遇困難ケース対応の後方支援、その他基幹型センターの事業として市が必要と認める事業
- (2) 地域型センター 法第115条の45条第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）及び法第115条の45第2項に掲げる事業（包括的支援事業）、その他地域型センターの事業として市が必要と認める事業

(運営体制)

第8条 センターは、緊急時の対応等の場合を想定し、併設施設等との連携により、24時間を通じて対応が図れるような体制を整備するものとする。

(職員の配置等)

第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。

- 2 基幹型センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数及び職種は、次のとおりとする。
 - (1) 基幹型センター職員（管理責任者を含む。） 7人

(2) 前号の職員の職種は、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項各号に規定する職種

(3) 前号に規定する職種の員数 各1人以上

3 地域型センターに置くべき職員の員数及び職種は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1項及び第2項に規定する職員の員数及び職種を確保するものとする。

(2) 前号の要件を満たしたうえで、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり条例規定員数を超えて配置することができるものとする。

(3) 前号において第7条(2)に規定する事業従事者は、原則、条例に規定する職種を充てるものとする。ただし、別表第2に規定する常勤専従以外の残りの員数の職種は、豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の規定を満たす職種であれば、これに代えて差し支えない。

4 担当地区の変更がある場合は、引継ぎに係る職員数及び期間等を豊田市地域包括支援センター運営協議会にて協議し定めるものとする。

(職員の責務)

第10条 センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない。

2 センターの職員は、個人情報の保護に万全を期し、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた場合にも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性を鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、業務に関する知識・技術に関し自己研鑽に努めなければならない。

4 管理責任者は、当該職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めなければならない。

(委託料)

第11条 センターの運営に係る委託料は、人件費、事務諸経費のほか、必要に応じて市が指定する業務に係る経費の総額とする。なお、委託料は実績に応じて精算するものとする。

2 前項に掲げる人件費の基準額は、経済状況や同種同業者の給与等を勘案し市が別途定める。

3 基幹型センターの運営に係る人件費は、第9条第2項に定める職員数に基準額を乗じた額を上限とする。

4 地域型センターの運営に係る人件費は、担当する地区の第1号被保険者の数に応じて別表第2に定める職員数に基準額を乗じた額を上限とする。なお、別表第2は、委託業務を円滑に実施するための推奨職員配置数とする。

5 第1項に掲げる市が指定する業務とは、第7条第2号で示す業務内容のうち、必要に応じて市が別に示す取組業務を指し、100万円を上限として支払うものとする。

6 第1項に掲げる事務諸経費の基準額は、第7条第2号で示す業務を円滑に実施するために実績等を勘案し、市が別途定める。

(書類の整備)

第12条 センターは、利用者基本台帳及び相談表のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

(経理)

第13条 センターの管理責任者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分しなければならない。

(事業実施状況等の報告)

第14条 センターは、月ごとの事業実施状況及び各年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書等を市が定める様式に従って、市の示す期日までに報告しなければならない。

(運営協議会)

第15条 センターは、豊田市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切で公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第 1

基幹型地域包括支援センター

名称	所在地
豊田市基幹包括支援センター	錦町 1 丁目 1 番地 1 (豊田市福祉センター内)

地域型地域包括支援センター

担当地区 (五十音順)	名称	所在地
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町 7 丁目 4 8 番地 6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ケ平 2 2 番地 (老人福祉センターぬくもりの里内)
朝日丘	社協包括支援センター	錦町 1 丁目 1 番地 1 (豊田市福祉センター内)
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田 2 0 番地 (足助病院内)
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山 7 番地 4 6 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田 2 6 番地 1 (特別養護老人ホーム石野の里内)
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村 5 番地 (稲武福祉センター内)
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町 3 丁目 3 0 番地 1 (豊田地域医療センター内)
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木 5 7 4 番地 (小原福祉センターふくしの里内)
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷 1 4 8 番地 (老人保健施設かずえの郷内)
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山 9 番地 1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹 1 1 6 番地 (特別養護老人ホームこささの里内)
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切 7 番地 2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原 5 0 0 番地 1 (豊田厚生病院内)
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町 5 番地 1 9 4 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)

担当地区 (五十音順)	名称	所在地
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5丁目20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76番地 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40番地1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207番地2 (藤岡福祉センターふじのさと内)
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10番地5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1丁目1番地 (老人保健施設ジョイステイ内)
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109番地1 (特別養護老人ホーム保見の里内)
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18番地1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23番地 (特別養護老人ホーム笑いの家内)
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5丁目80番地1 (特別養護老人ホームとよた苑内)
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79番地 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)

別表第2

第1号被保険者数	職員配置		
	員数	勤務形態 (常勤専従)	職種
1,500人未満	3人	2人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 原則、各職種1人は配置する
1,500人以上 2,000人未満	4人	2人	
2,000人以上 3,000人未満	4人	3人	
3,000人以上 6,000人未満	5人	4人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 各職種1人は配置する
6,000人以上 8,500人未満	6人	4人	
8,500人以上	7人	4人	

豊田市地域包括支援センター運営要綱 新旧対照表 (変更 = 下線)

新	旧								
<p>第1条～第14条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年8月23日より施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年9月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年8月23日より施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>								
<p>別表第1</p> <p>基幹型地域包括支援センター</p> <table border="1" data-bbox="1220 1232 1324 2139"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田市基幹包括支援センター</td> <td>錦町1丁目1番地1 (豊田市福祉センター内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域型地域包括支援センター 略</p> <p>別表第2 略</p>	名称	所在地	豊田市基幹包括支援センター	錦町1丁目1番地1 (豊田市福祉センター内)	<p>別表第1</p> <p>基幹型地域包括支援センター</p> <table border="1" data-bbox="1220 190 1324 1108"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田市基幹包括支援センター</td> <td>西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域型地域包括支援センター 略</p> <p>別表第2 略</p>	名称	所在地	豊田市基幹包括支援センター	西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)
名称	所在地								
豊田市基幹包括支援センター	錦町1丁目1番地1 (豊田市福祉センター内)								
名称	所在地								
豊田市基幹包括支援センター	西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)								

【議題2】 地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について 【承認事項】

承認には、地域包括支援センターが公正中立の立場で委託を実施しているかの判断が必要である。なお、平成17年度地域包括支援センター運営協議会において、「年数回の運営協議会での事前承認は難しいため、過度に委託先が偏っていないか判断の上、豊田市が随時決定し、運営協議会の事後承認を受ける」とされている。

1 新規に委託契約を締結した事業所（令和6年1月～令和6年5月）

該当なし

2 委託の偏りについて（P31～32参照）

事後承認内容：地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援について、委託件数の50%以上を占める居宅介護支援事業所への委託に正当な理由があると認められるため、公正中立の立場で委託を実施していることの承認

計算方法：（最大委託件数／全委託件数）%

最大委託件数：委託先の中で最も件数が多い事業所の委託件数

基準：介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない
（50%以上の場合は、正当な理由を記載）

3 参考（承認の根拠）

豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
（運営協議会の所掌事務）

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。

（1）センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

④ センターが介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	全委託件数	最大委託件数	割合 (%)	50%以上の理由	
① 介護予防ケアマネジメント	ひまわりの街地域包括支援センター	2	2	100.0	委託先が僅少のため	
	ほっとかん地域包括支援センター	1	1	100.0		
	石野の里地域包括支援センター	1	1	100.0		
	地域包括支援センターくらがいかい	1	1	100.0		
	地域包括支援センター藤岡の楽園	1	1	100.0		
	地域包括支援センターとよた苑	1	1	100.0		
	足助地域包括支援センター	7	6	85.7		
	ふくしの里包括支援センター	3	2	66.7		
	社協包括支援センター	居宅介護支援ジヨイプラン	2	1		50.0
		居宅介護支援事業所豊水園	2	1		50.0
	みなみ福寿園地域包括支援センター	居宅介護支援ジヨイプラン	2	1		50.0
		居宅介護支援事業所ブルーム	2	1		50.0
	ひまわり邸地域包括支援センター	愛心ケアプランステーション	2	1		50.0
		あびお居宅介護支援事業所	2	1		50.0

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	全委託件数	最大委託件数	割合 (%)	50%以上の理由	
② 指定介護予防支援	いなぶ包括支援センター	2	2	100.0	委託先が僅少のため	
	豊田福寿園地域包括支援センター	1	1	100.0		
	豊田地域ケア支援センター	1	1	100.0		
	わかばやし園地域包括支援センター	1	1	100.0		
	みのり園地域包括支援センター	1	1	100.0		
	地域包括支援センター 藤岡の楽園	4	2	50.0		
	ふじのさと包括支援センター	8	4	50.0		
	石野の里地域包括支援センター	2	1	50.0		
	つつみ園地域包括支援センター	居宅介護支援事業所 JO・さざんか	2	1		50.0
		居宅介護支援事業所 サライ高根公園	2	1		50.0
		ライフサポート介護センター 豊田南	2	1		50.0
		居宅介護支援事業所	2	1		50.0
	笑いの家地域包括支援センター	あびお居宅介護支援事業所	2	1		50.0
		居宅介護支援事業所 笑いの家	2	1		50.0
	ひまわりの街地域包括支援センター	メグリア ケアプラン御幸本町	2	1		50.0
		ライフサポート介護センター 豊田南	2	1		50.0
	居宅介護支援事業所				委託先が僅少のため	

【議題3】令和5年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算について

【承認事項】

I 事業報告

1 地域包括支援センター業務

※令和5年4月の地域包括支援センター運営支援システムの変更により、統計を令和5年7月から一部整理を行った。

(1) 総合相談支援業務

ア 総合相談

区分	令和5年度※
相談件数(延べ)(電話、来所、訪問等)	78,663件
相談内容別件数(延べ)(介護、日常生活、権利擁護など)	80,124件

※令和5年7月からは総合相談の件数のみの集計。

令和5年6月分までは「2 第1号介護予防支援事業」及び「3 指定介護予防支援」の対応件数も含む。

イ 地域包括支援ネットワークの構築

民生委員や自治区などの地域支援者や、「豊田市ささえあいネット」に登録済みの協力機関に季刊誌や実際の通報例をまとめた情報誌を配布しながら定期的に訪問するなどして高齢者を見守るネットワークの強化を行った。また、新たな「豊田市ささえあいネット」への登録勧奨等通して、地域全体に地域包括支援センターに関する役割を理解してもらうための取組みを拡大している。

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比
ささえあいネット登録機関数(累計)	2,440件	2,418件	100.9%

ウ 実態把握

地域の高齢者の集いの場へ出向いたり、自ら実施する介護予防教室の機会を活用したりすることで、高齢者の実態把握に努めた。ひとり暮らしの方へは、戸別訪問や電話等による実態把握に注力した。

区分	令和5年度※
実態把握(延べ)	8,077件

※令和5年7月からは総合相談の件数のみの集計。

令和5年6月分までは「2 第1号介護予防支援事業」及び「3 指定介護予防支援」の対応件数も含む。

(2) 権利擁護業務

日常生活自立支援事業、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応については、適切な関係機関につなぎ、連携して支援を実施することができた。

消費者被害防止に関する啓発については、管内の交番等とも連携しながら自治区や高齢者クラブ等の機会を活用し、特殊詐欺や被害者防止の話をするとともに、季刊誌の地区回覧等を通じて、広く地域住民に周知をすることができた。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員同士及び介護支援専門員と地域包括支援センターとの交流会を開

催し、顔の見える関係づくりを行った。また、最新の地域資源・市の取組みの紹介・介護報酬改定についての情報交換を行ったり、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に訪問する等、介護支援専門員が地域包括支援センターに相談しやすい環境づくりに配慮した。

(4) 認知症初期集中支援推進事業

医療や介護との関わりがない認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を基幹包括支援センター内に設置し、特に困難なケースに対して短期集中的に介入して早期診断・早期対応に向けた支援を実施した。

当事業は平成29年度から開始され、地域包括支援センターと共にケース対応を積み重ねてきたことから対応スキルの向上と医療機関との関係構築などが確認できたため、令和5年度からは地域包括支援センターの後方支援・伴走支援に重点をシフトした。また、相談機能を充実させたことから、支援チームの助言のみで対応できるケースが増え、支援ケース数が前年度と比べて減少している。

区分	令和5年度	令和4年度
支援決定件数（※）	11件	39件
訪問件数（延べ）	190件	544件
関係機関との連絡調整（延べ）	358件	2,061件

※当該年度に相談があったケースの内、チームによる支援が決定した件数

(5) 地域ケア会議

地域ケア個別会議では、困難ケースなどに対して地域包括支援センターが中心となって医療・介護の専門職、地域の関係者と連携して高齢者を支援した。また、自立支援版については平成30年度から多職種によるケーススタディを行っており、地域で働く薬剤師、栄養士、歯科衛生士などの幅広い専門職が参加し、自立に資するケアマネジメントの向上に寄与している。また、地域包括支援センターが訪問する際に療法士等が同行することで、自立支援への具体的な取り組みが行えた。

区分	令和5年度	令和4年度
地域ケア個別会議（事例検討）	52回	76回
多職種で自立支援を考える会 （自立支援版）	19回 （参加432人）	19回 （参加363人）
地域ケア推進会議	3回	2回

2 第1号介護予防支援事業

要支援 1.2 認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者への支援（総合事業利用者）

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比
介護予防ケアマネジメント人数（延べ）	17,705人	16,936人	101.2%
委託率	2.6%	3.7%	—

3 指定介護予防支援

要支援 1.2 認定者への支援（予防給付の利用者）

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比
予防給付人数（延べ）	30,829人	29,728人	103.7%
委託率	5.2%	6.9%	—

4 上記2、3に関わる対応

要支援 1.2 認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者への支援

区分	令和5年度
介護予防ケアマネジメント対応件数（延べ） （電話、来所、訪問、関係機関調整等）	81,507件※

※統計変更により介護予防ケアマネジメント対応件数は7月以降の集計。

5 任意事業

(1) 市独自事業

「地域包括支援センター職員研修計画」を策定し、新任期・現任期・管理期の階層ごとに業務に必要な知識・技術を習得できるよう、研修を38回実施（延べ528人受講）した。

地域包括支援センターブロック協力事業では、5つのブロックで職種ごとに課題を検討するチーム活動（43回開催）を行い、地域包括支援センター受託法人の枠を超えた専門職同士の横のつながりが強まったほか、地域包括支援センター側の提案（成果物）の共有や共感を行うことで、更なる質の高い業務を期待することができた。

専門職メンター制度（新任職員6人活用）では、似たような経歴をもつ先輩職員と新任職員をマッチングさせて相談できる体制を提供することで、意欲の向上などのメンタル面を含めた支援を行うことができた。

地域包括支援センター人材育成等計画事業では、各法人が計画に沿った人材育成に取り組むことで、職員の離職防止のみならず、職員の資質向上や職場環境整備を推進した。

(2) 認知症地域支援推進業務

認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことで講座開催数が増え、サポーター養成者数、ステップアップ受講者数が共に増加した。また、学校でのサポーター養成講座の受講者が3割を超えており、若い世代への認知症の理解促進を推進している。そして、企業・職域での受講者数が約1.9倍に増加し、金融機関や警察関係、病院職員など普段の業務で認知症の方と接する機会のある職種に幅広く周知することができた。

区分	令和5年度	令和4年度
認知症サポーター養成講座開催	98回	77回
サポーター養成者数（単年）	2,588人	2,097人
ステップアップ講座受講者数	230人	190人

(単位：円)

令和5年度地域包括支援センター収支決算

番号	地域包括支援センター名	職員 配置	収 入				合計 (A+B)	支 出 合 計
			市委託料 (A)	介護報酬総額 (B=C+D)	介護予防支援 (C)	介護予防ケアマネジメント (D)		
1	社協包括支援センター	5	32,352,558	12,500,961	6,946,951	5,554,010	44,853,519	44,853,519
2	ふじのさと包括支援センター	4	27,617,330	4,792,779	3,311,937	1,480,842	32,410,109	33,134,497
3	ぬくもりの里包括支援センター	3	20,651,881	5,034,862	3,104,517	1,930,345	25,686,743	25,686,743
4	いなぶ包括支援センター	3	20,856,000	3,589,644	1,671,844	1,917,800	24,445,644	27,050,297
5	まどいの丘包括支援センター	3	18,859,370	5,282,434	3,337,480	1,944,954	24,141,804	24,141,804
6	ふくしの里包括支援センター	3	16,909,331	3,466,835	1,928,827	1,538,008	20,376,166	20,376,166
7	ほっとかん地域包括支援センター	6	29,093,692	17,978,703	12,402,359	5,576,344	47,072,395	47,072,395
8	豊田地域ケア支援センター	4	22,270,841	5,258,112	3,471,733	1,786,379	27,528,953	27,528,953
9	豊田厚生地域包括支援センター	4	28,782,329	7,373,786	4,601,230	2,772,556	36,156,115	36,156,115
10	トヨタ地域包括支援センター	6	44,852,925	14,557,704	8,384,808	6,172,896	59,410,629	59,410,629
11	地域包括支援センターとよた苑	5	32,560,308	11,464,207	5,982,035	5,482,172	44,024,515	44,024,515
12	みなみ福寿園地域包括支援センター	5	23,564,819	10,006,466	7,067,194	2,939,272	33,571,285	33,571,285
13	地域包括支援センターかずえの郷	5	34,042,000	6,754,156	5,847,410	906,746	42,214,503	42,214,503
14	豊田福寿園地域包括支援センター	5	24,918,767	7,041,636	4,695,466	2,346,170	31,960,403	31,960,403
15	みのり園地域包括支援センター	5	20,155,358	6,441,731	4,425,158	2,016,573	26,597,089	26,597,089
16	つみ園地域包括支援センター	5	23,284,215	8,176,549	4,470,873	3,705,676	31,460,764	31,460,764
17	わかばやし園地域包括支援センター	5	20,811,444	7,644,477	5,287,239	2,357,238	28,455,921	28,455,921
18	足助地域包括支援センター	5	29,850,497	7,518,041	5,011,385	2,506,656	37,368,538	37,368,538
19	笑いの家地域包括支援センター	4	21,712,234	7,689,880	4,496,439	3,193,441	29,402,114	29,402,114
20	ひまわりの街地域包括支援センター	5	22,050,563	10,822,995	6,655,688	4,167,307	32,873,558	32,873,558
21	地域包括支援センターくらがいけ	5	27,985,609	12,849,325	8,577,890	4,271,435	40,834,934	40,834,934
22	こさの里地域包括支援センター	5	28,563,523	7,869,800	5,362,758	2,507,042	36,433,323	36,433,323
23	ひまわり邸地域包括支援センター	5	22,873,628	10,176,706	6,225,663	3,951,043	33,050,334	33,050,334
24	地域包括支援センター保見の里	5	32,710,531	5,480,957	3,399,776	2,081,181	38,191,488	38,191,488
25	石野の里地域包括支援センター	3	20,866,000	3,440,926	2,615,886	825,040	24,306,926	28,977,717
26	地域包括支援センター猿投の楽園	4	26,755,013	3,641,117	2,639,625	1,001,492	30,396,130	30,396,130
27	地域包括支援センター益富の楽園	5	33,334,314	6,030,575	4,077,827	1,952,748	39,364,889	39,364,889
28	地域包括支援センター藤岡の楽園	4	27,631,000	3,060,524	2,069,931	990,593	30,691,524	31,877,327
29	基幹包括支援センター	5	42,369,668	-	-	-	42,369,668	42,369,668
30	認知症初期集中支援チーム	2	15,287,138	-	-	-	15,287,138	15,287,138
合 計			793,572,886	215,945,888	138,069,929	77,875,959	1,009,518,774	1,020,122,756

※職員配置は委託棟算上の配置人数を記載

【議題4】令和5年度地域包括支援センター事業評価結果の概要について

【承認事項】

※結果の詳細については資料3別添「令和5年度地域包括支援センター事業評価報告書」参照

1 事業評価の全体像 **【報告書 P1】**

2 国の事業評価について **【報告書 P2】**

3 豊田市の事業評価について

(1) 事業評価の目的 **【報告書 P4】**

地域型包括支援センター（以下、地域型センターという）は、担当地区の課題や状況を分析し、それぞれの地域に適した事業計画を立て、地域課題の解決を目指す。また、基幹型包括支援センター（以下、基幹型センターという）は、地域型センターの後方支援と認知症初期集中支援チームの業務において事業計画を立て、地域型センターの統括機関として機能強化を目指す。

このように地域型センター及び基幹型センターが自ら計画を立て実施した事業について、地域型センター・基幹型センター（以下、包括支援センターという）と市の双方で評価を行い、取組内容について精査、改善をすることにより螺旋状に事業の質を高め、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

なお、地域型センターの事業評価は、介護保険法第115条で実施することが規定されている。

(2) 評価方法 **【報告書 P6】**

事業評価表に基づき、包括支援センターが設定した3項目の事業目標の達成状況について、以下の手順で評価する。

1.各包括支援センターの自己評価⇒ 2.市の評価⇒ 3.運営協議会にて報告

(3) 令和3年度から令和5年度 of 取組評価と今後の取組の方向性 **【報告書 P7】**

令和5年度は、3か年計画の最終年度であり、3年間の具体的な成果、活動目標に対する未達成事項及び改善点を明確にした。

地域型センターは、新型コロナウイルス感染症という大規模かつ長期的な感染症の流行への対応の経験を活かし、感染対策を行いつつも工夫を重ねながら、地域住民への支援や地域でのネットワークを充実させてきた。

基幹型センターは、地域型センターへのヒアリングや事業視察を継続的に行った。また、事業実施への支援や個別支援への相談支援を行い、地域型センターが事業に取り組みやすい環境となるよう後方支援を実施した。

令和3年度に設定した3か年の活動目標について、全ての包括支援センターで概ね達成した。今後は、幅広い世代への認知症啓発や、実態把握の拡充等を通して個別支援の強化を図るとともに、関係機関との連携を意識しながら業務を遂行していく必要がある。

(4) 令和5年度包括支援センター事業評価結果 **【報告書 P8～11】**

全包括支援センターが、自ら設定した3つの目標をすべて達成した。

4つの項目(①総合相談支援事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、③認知症に関する支援、④権利擁護事業)について、取組例を紹介する。

(5) 地域型センターの具体的取組事例 **【報告書 P12～26】**

各地域型センターの取組事例を紹介する。

【議題5】令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について

【承認事項】

I 事業計画

1 実施内容

包括支援センターが担当地域の課題や状況を分析し、それぞれの地域に適した業務内容について事業計画を立て、地域課題の解決促進を目指す。包括支援センターが実施した事業に対し、包括支援センターと市で評価を行い、取組内容について精査・改善をすることで、事業の質を高め、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

<スケジュール>

時 期	内 容
～4月19日	地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）が事業計画書を市へ提出 ※市の運営方針及び委託仕様書を踏まえ、各地域型センターが担当地区の地域課題を捉えて、その課題解決に向けて必要な取組や重点的に実施する取組について計画する。
4月22日 ～5月2日	基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）が地域型センターのヒアリングを実施 （基幹型センターのヒアリングは市が実施）
5月～	基幹型センターによる地域型センターの支援 進捗管理・相談対応
2～3月（予定）	基幹型センターが地域型センターのヒアリングを実施 （基幹型センターのヒアリングは市が実施）

2 事業計画推進の考え方

- （1）取組プロセス重視の評価基準とする。
- （2）地域特性や地域課題を踏まえ、3年後を見据えた長期的な目標を設定する。
- （3）地域住民にとってどのような地域にしていくことがよいかを考え、それに向かうに当たり自分たちや地域に足りないものを職員全員でよく考えて、目標を設定する。そのプロセスを重視する。
- （4）目標に向けて実際に取組むに当たり、予定された内容通りに行えない状況となった場合、どのように対処していくかを職員間でよく考え、対処するプロセスを重視する。
- （5）予定された内容（数値目標含む）が予定通りに行えない状況となった場合、目標を達成するために取組を変更できる。
- （6）取り組んだ結果から改善点を見つけ、次年度の取組へつなげる。
- （7）基幹型センターが地域型センターの支援を主体的に行う。
（計画の実施にあたり基幹包括支援センターが助言や直接支援等(計画変更の相談含む)を行う。計画や実績のヒアリングは基幹型センター主導で実施する。）

3 令和6年度計画概要

(1) 地域型センターの目標内容（主なもの）

ア 総合相談支援事業

- ・ 地域行事に参加して相談窓口を設置することで、顔の見える関係性づくりをする。
- ・ 地域の出張相談窓口や高齢者クラブ・サロンへの訪問を行い、支援が必要な方を把握する。
- ・ 実態把握やモニタリング訪問、認知症カフェ等で「集いの場」や「社会資源」の紹介を積極的に行う。
- ・ 地域サロン等の高齢者の集いの場や高齢者宅への訪問等により実態把握を行い、必要な支援に繋げる。

イ 権利擁護事業（他の事業と併せて実施する。）

- ・ 消費者被害や高齢者虐待防止などについて啓発する。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・ 居宅介護支援事業所を訪問したり、定例会議を行ったりすることによって、困難事例の聞き取り・助言を行うとともに、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。
- ・ 介護支援専門員と民生委員の情報交換会を開催する。
- ・ 自治区、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉協議会、その他専門職、消防、警察等と顔の見える関係を構築する。

エ 認知症に関する支援

- ・ 学生に向けた認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深める。
- ・ アルツハイマー月間（認知症月間）に地域の公共施設などで認知症に関する展示を行う。
- ・ 家族介護交流事業を実施し、介護者の身体・精神的負担軽減、介護技術面のアドバイス等ができるようにする。
- ・ 認知症の人やその家族、地域住民など誰でもが来やすい認知症カフェを実施する。

(2) 基幹型センターの目標内容（主なもの）

ア 地域型センター職員の資質向上

- ・ 職員研修計画に基づいた研修を開催し、受講後のアンケートや実践での振り返りアンケートを基に、翌年度の計画を立案する。

イ 地域型センターの後方支援

- ・ 地域型センターの事業計画のヒアリングを行い、取組に対して必要な助言、指導を行う。
- ・ 基幹型センターの事務所移転を行う。

ウ 認知症施策の推進

- ・ 認知症初期集中チームについて、地域型センターや関係機関等との連携強化を図る。
- ・ 認知症介護家族会を開催する。

令和6年度地域包括支援センター収支予算

(単位：円)

番号	地域包括支援センター名	職員 配置	収入		支出 合計
			市委託料 (契約金額)	介護報酬 合計	
1	社協包括支援センター	5	34,559,000	12,380,664	46,939,664
2	ふじのさと包括支援センター	4	27,892,000	4,693,125	32,585,125
3	ぬくもりの里包括支援センター	3	20,904,720	5,257,828	26,162,548
4	いなぶ包括支援センター	3	21,057,250	4,129,159	25,186,409
5	まどいの丘包括支援センター	3	21,079,000	5,106,775	26,185,775
6	ふくしの里包括支援センター	3	20,904,720	5,257,828	26,162,548
7	ほっとかん地域包括支援センター	6	26,184,000	17,089,000	43,273,000
8	豊田地域ケア支援センター	4	27,271,392	5,717,000	32,988,392
9	豊田厚生地域包括支援センター	4	30,109,650	6,669,535	36,779,185
10	トヨタ地域包括支援センター	6	45,220,000	15,000,000	60,220,000
11	地域包括支援センターとよた苑	5	33,751,000	11,058,000	44,809,000
12	みなみ福寿園地域包括支援センター	5	24,206,000	10,285,000	34,491,000
13	地域包括支援センターかずえの郷	5	34,321,000	6,000,000	40,321,000
14	豊田福寿園地域包括支援センター	5	27,091,000	7,496,000	34,587,000
15	みのり園地域包括支援センター	5	28,518,600	5,696,400	34,215,000
16	つみ園地域包括支援センター	5	27,001,680	7,405,320	34,407,000
17	わかばやし園地域包括支援センター	5	27,399,320	6,835,680	34,235,000
18	足助地域包括支援センター	5	30,124,200	7,595,200	37,719,400
19	笑いの家地域包括支援センター	4	25,446,500	7,000,000	32,446,500
20	ひまわりの街地域包括支援センター	5	23,423,000	11,054,000	34,477,000
21	地域包括支援センターくらがいかい	5	34,591,000	13,000,000	47,591,000
22	こさの里地域包括支援センター	5	34,511,000	6,519,000	41,030,000
23	ひまわり邸地域包括支援センター	5	23,750,000	11,065,000	34,815,000
24	地域包括支援センター保見の里	5	33,820,000	5,600,000	39,420,000
25	石野の里地域包括支援センター	3	20,995,000	3,440,000	24,435,000
26	地域包括支援センター猿投の楽園	4	27,832,000	3,300,000	31,132,000
27	地域包括支援センター益富の楽園	5	34,631,000	5,400,000	40,031,000
28	地域包括支援センター藤岡の楽園	4	27,832,000	3,000,000	30,832,000
29	基幹包括支援センター	5	48,736,000	-	48,736,000
30	認知症初期集中支援チーム	2	20,021,500	-	20,021,500
	合計	133	863,183,532	213,050,514	1,076,234,046